

会議録

会議の名称	令和5年度第3回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和5年10月25日（水） （午前・午後）10時開会 正午閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
議長	岡田 春男（大阪学院大学名誉教授）
出席者	今枝 史絵（弁護士）、浦野 祐美子（人権擁護委員）、 岡田 春男（大阪学院大学名誉教授）、城谷 星（法人理事長）、 森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）、森 正治（公募市民）、 安尾 勝彦（公募市民） 【6人】（敬称略、五十音順）
欠席者	なし
諮問実施機関職員	(1) 上田市民課参事兼住民記録係長、二村職員、堤情報システム課 参事兼統括管理係長、池田情報システム課運用係長【4人】 (2) 井上市民税課主幹、鈴木主査、堤情報システム課参事兼統括管 理係長、池田情報システム課運用係長【4人】
事務局職員	樋之津法務コンプライアンス課長、駒井法務コンプライアンス課長 代理兼コンプライアンス係長、南職員、高宮職員【4人】
開催形態	○公開／非公開
議題（案件）	(1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について (市民課) (2) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について (市民税課) (3) 令和5年度上半期個人情報保護制度の運用状況について (4) その他
配布資料	(1) 議題(1) 資料 (2) 議題(2) 資料 (3) 議題(3) 資料

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
事務局	【開会】 本日は、お忙しい中ご出席いただき感謝申し上げる。ただ今から、令和5年度第3回茨木市個人情報保護運営審議会を開催する。 本日は委員7人全員のご出席をいただいてるので、茨木市個人情報保護運営審議会規則第5条第2項の規定により、会議は成立している。 本日は、事務担当課からの諮問2件と、事務局から上半期の個人情報保護制度の運用状況について報告させていただく。この後の議事進行は、審議会規則第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただく。 では、議事を進める。本日、傍聴者はいるか。 いない。
岡田会長 事務局	【議題(1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について(市民課)】 議題(1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について審議を行う関係課に説明を求め、議題を進めるが、その前に事務局から、本件の概要について説明をお願いする。 本日の諮問事項は、市民課の住民基本台帳事務に関し、特定個人情報保護評価の重要な変更について、第三者点検を行う必要があるため、特定個人情報保護評価に関する規則に基づき、特定個人情報保護評価書に記載された個人情報ファイルの取扱いにつき審議会への意見を求めるものである。 事務局からの説明は、以上である。 次に、担当課から説明をお願いする。 国においては、令和7年度までに、標準化対象20業務について、国が規定する標準仕様書に準拠した製品への移行及び国が環境を整備するガバメントクラウドへの移行を目指すこととされている。 「住民基本台帳事務」において利用する住民記録システムについては、その対象業務のうちの一つに該当していることから、令和6年度にシステムを標準化するとともに、オンプレミス環境からガバメントクラウドへデータを移行し、令和7年1月からの稼働を予定している。 ガバメントクラウド移行に伴う特定個人情報の保管場所の変更などは特定個人情報保護評価の重要な変更に当たることから、特定個人情報保護評価の再実施及び全項目評価の変更を行うものである。なお、作業は、市民課が委託する事業者がデータ抽出及びクラウド環境へのデータ投入等を実施する。また、利用しなくなったオンプレミス環境の廃棄は、情報システム課が委託する事業者が実施する。
岡田会長 市民課	

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	お手元の評価書の81ページ以降に今回の変更箇所を記載している。今回の変更は、ガバメントクラウドに係る記載のほか、実情に合わせた修正も行っている。なお、参考資料については、事前送付したものに説明を加え、委託業者の範囲を示す等、より分かりやすいように工夫をしている。説明は以上である。
情報システム課	情報システム課から、補足説明としてガバメントクラウドの環境について簡単に説明する。今回の住民基本台帳事務においては、国の方から推奨されているAWS（アマゾンウェブサービス）というガバメントクラウドサービスの利用を想定している。当該環境は既に本市で構築済みであり、本市のネットワークからガバメントクラウド接続サービスを利用して接続している。ガバメントクラウド内に本市の仮想プライベートクラウドを構築済みであり、この仮想プライベートクラウドに、今回住民記録システムの構築を予定している。データの流れは、青線で示しているとおりである。説明は以上である。
岡田会長	担当課からの説明を受け、事実の確認、その他ご質問等があればお願ひしたい。
安尾委員	参考資料の下部に1から7まで注釈があって、下の方には「サーバ」と書かれている。私の理解では、「サーバ」というのはコンピューター等ハードウェアの境界で、その境界の中にデータベースがあって、例えば住民基本台帳みたいなファイルもあって、データベースとしてそのサーバの中に収容されていると理解していた。私の勘違いかもしれないが。そのときに、それぞれの管理者がここに書いてあるようなことで適切なのかどうかと思う。例えば、中間サーバの管理者が情報システム課と書いてあり、データベース管理者は各業務担当課職員となっている。中間サーバは茨木市のものではないから何を管理するのかということと、データベース管理者の各業務担当課職員は何をするのか。誰がサーバを管理して、その先にあるデータベースやファイルを誰が責任をもって管理しているのか、それが見えにくいというのが質問の趣旨である。
情報システム課	具体例として「※7」の中間サーバについて説明させていただく。システム全体の管理としては、保守担当者のデジタル庁がバージョンアップ等を行っており、サーバ自体の管理という意味ではデジタル庁になる。ただ、中のアクセス権限や、誰がどのように作業していくかといった、茨木市の領域に係る管理を情報システム課がしている。ただし、データベースの管理はそれぞれの業務であり、住基業務のデータであれば市民課、税の業務であれば市民税課、といった形で、ファイル単位でユーザーにアクセス権限を与えており、ファイルの管理権限があるという意味で、DB管理者という記載をしている。ファイルのアップロードや、中間サーバに登録できているかという確認を運用の中で行うことも踏まえて、各業務担

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
安尾委員	当者がそれぞれの権限の範囲内のデータベースを確認できることから、運用者として記載しているものである。アクセス権限全体を管理するものとして、情報システム課が管理者という書きぶりにしている。 平たく言えば、情報システム課はデータベース管理システムのアクセスコントロール全般を仕切っているという理解でいいのか。
情報システム課	はい。
安尾委員	おそらくそれぞれのデータベース管理者がいて、例えば、この中間サーバや住基ネットの先にあるのもそうだが、色々な課が一つのデータベース、同じフィールドにアクセスする。それぞれのDB管理者、各業務担当課職員が行うと書いてあるが、本当にそういうことをするのか。当然、情報の更新、追加、削除は担当課がされるだろうが、DB管理者なのかと。 データベースの内容管理や閲覧等の権限を与えているので、管理者と表記している。
情報システム課	
安尾委員	各担当課の職員の中に、そういうコントロールができる方がいると。
情報システム課	はい。
安尾委員	承知した。
森正治委員	今回の評価書からは少し外れる話だが、参考資料1枚目の紫色の点線で囲まれた部分が、2枚目の資料のガバメントクラウドとなっているところか。
市民課	青い太い線で囲んでいる「住基システム」と記載の部分が、今回ガバメントクラウドに移行する。
森正治委員	次の質問としては、戸籍サーバは20業務の中の一つに入っているが、物理的にはどこに置くことになっているか。
市民課	戸籍サーバは現在茨木市庁舎内にあるが、今おっしゃられたように将来的には20業務の一つになるため、ガバメントクラウドに移行する予定である。
森正治委員	将来というのは。
市民課	令和7年度である。
森正治委員	細かいことを聞くが、戸籍システムはどちらのベンダー提供のシステムか。
市民課	日立である。
森正治委員	承知した。今後、それらもAWSの方へ移行していく予定と理解したらよいか。
市民課	はい。
森正治委員	本日の趣旨から外れるかもしれないが、20業務全体がAWSに移行するという理解でいいか。つまり、違うベンダーになるシステムはないのか。
情報システム課	現時点の案として、AWS以外のクラウドを利用するベンダーはない。
森正治委員	承知した。

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
今枝委員	ガバメントクラウドに移行することに伴い、市役所以外の場所からのアクセスは可能になるのか。保守・運用の委託先からとか。
情報システム課	通常の通信データの流れだけでいうと、本庁の茨木市からの閉域も、そこからしか繋がらないというもので、インターネットとは隔離されている状態である。運用アカウントである「委託業者C」はガバメントクラウドのデータは確認しないが、業務システムに異常がないかといったログの確認等ができる。こちらは、専用線を接続して、委託業者の保守回線から接続している。
今枝委員	特定個人情報等の情報も、普段は遮断されているという理解か。
情報システム課	確認ができるものは、あくまでサーバが起動しているかどうかというレベルのもので、データの中身を確認する権限はない。特定個人情報関係のデータを閲覧することはできない状態である。
今枝委員	権限がないだけでなく、技術的にできないという意味か。
情報システム課	はい。運用アカウントの設定を情報システム課がしており、茨木市からのみ閲覧できるような設定をしている。
今枝委員	保守運用の方は技術的にはアクセスできないし、委託業者B、その運用に関わる方も同じか。
情報システム課	委託業者Bについては、あくまで通信の回線サービスであり、このデータを滞留させることはないため、こちらも閲覧する権限がない。
今枝委員	委託業者は、皆さん閲覧権限もないし技術的にもできないと理解していいか。
情報システム課	はい。
今枝委員	承知した。
安尾委員	市民課の方に聞く話ではないと思うが、今回は市民課と市民税課の諮問があつて、今後はさらに対象が増えていくと。そうしたときに、例えば個人番号に紐付く情報の中で、それぞれの課が、誰が責任を持ってメンテナンスをするのか、あるいはメンテナンスはできないが、参照できる権限があるのかというようなことは細かく定義はできているのか。 こんなことはないと思うが、市民課と市民税課が組織変更で一緒になってしまったと。しかし、今、市民課にいる人と市民税課にいる人は、一緒にアクセスできるところもあれば、アクセスしてはいけないところもあるはずで、業務ごとにアクセス権限が与えられているはずである。それが組織変更を経ても、全体で管理出来ているのかどうか。例えば、市民課でも誰でも同じ情報にアクセスできるということではないだろう。
情報システム課	はい。
安尾委員	評価書の14ページに、市民課の職員数が100人以上と書かれているが、現実に100人以上いるのか。
市民課	今正確な人数を申し上げられないが、職員だけではなく、会計年度任用職

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
安尾委員 市民課	員も数多くいるので。 アクセスする対象の方か。 はい。ただし、業務によって、アクセスできる部分とそうでない部分は分けて管理している。
安尾委員 市民課	どんな風にアクセスコントロールされているのか。 職員のアクセス権限を決めており、課の中で意思決定して管理をしている。
安尾委員	それは、DBMSの管理者の方との連携もあるのか。情報システム課がDBMSのアクセスコントロールの元をしている。市民課の方はその中の細かい管理をしているのか。
情報システム課	住基システムにおいては、市民課が管理者であり、DBMSの管理も市民課が行っている。統合宛名サーバや中間サーバは情報システム課が管理している。それぞれのシステムの管理者が、市民課と同様に管理している。
安尾委員	承知した。おそらくこれから色々な者が加わり、コントロールがとても複雑になると考えられる。
森正治委員	少し違う話かもしれないが、ガバメントクラウドと接続する回線は、LGWANのサービスが提供されたり専用線でしていたり、大阪府の場合はあるのかどうか分からぬが、別の共同のネットワークがあつたりするかと思うが、接続については、何を使われる想定か。
情報システム課	今年度は国の方から業者の指定があり、NTTコミュニケーションズに委託している。今年度の構築後、国からは専用線であれば問題ないと回答をもらっており、毎年度情報システム課の方でどのベンダーが適切かを検討して、業者を選定する想定である。したがって、現時点では、どの業者でも専用線のサービスを使い、閉域網に繋げるものであれば問題はないという認識である。
森正治委員 情報システム課	承知した。LGWANサービスを使うことは今のところは想定しないと。検討の対象ではある。
森隆知委員	今の質問に絡んでなのだが、参考資料2枚目によると、住基ネット、中間サーバとは茨木市のネットワークから繋がって情報をやりとりしている。ガバメントクラウドから「Tokyo Region」について、「Tokyo Region」から茨木市までネットワークで引っ張って、茨木市からまたLGWANなり住基ネットに繋がっていくというイメージか。それともクラウドの中で、回線を通して繋がっていくのか、どちらか。
情報システム課	後者の方のイメージになる。「Tokyo Region」までは国であって、そこに茨木市の閉域のネットワークを構築している。そこまでを、ガバメントクラウド接続サービスという形で繋いでいる。
森隆知委員	このガバメントクラウド上の情報を、他のシステムとやりとりをするときには、一旦茨木市に流れているということか。

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
情報システム課 森隆知委員	おっしゃるとおりである。市まで一旦データが流れてきてから、次のところに、ということになる。 ガバメントクラウドで繋がっているという訳ではないのか。
情報システム課 森隆知委員	はい。 承知した。次に、少し細かいところだが、10ページの(2)のところで「市町村をCSを中心とした」となっているのは、「市町村CSを中心とした」という表現が正しいのかなと思ったのだが。11ページの説明も同様である。
市民課 安尾委員	訂正する。 10ページの図で気になっているのが、都道府県が市町村と全国サーバの間に出てくるが、全国サーバと都道府県サーバが繋がっていて、茨木市は大阪府の下に位置するからそうなるのかもしれないが、これからITを進めていったときに、こういう屋上屋を架すことが本当に必要なのか。 市民課が答えられない質問ではあるが、これからIT化が進んだら、大阪府が何か集計したければ、自分が管轄している市町村を全国サーバで参照できれば、大阪府の仕事ができるはずである。私に言わせればこういう余計なことが本当に意味を成すのか。大阪府があるからこうなるのであって、これから先都道府県もどうなるか分からぬ中で、こういう仕組みは邪魔かと。暴論かもしれないが。
森隆知委員 安尾委員	市役所の方は、おそらく答えられないかと。 質問ではなく、意見として申し上げた。
森正治委員	これは、都道府県に集約にするようにということで、都道府県が見るとか見ないとかそういうことではなく、一度集約して連携する、そういう仕組みになっている。安尾委員がおっしゃったように、なぜわざわざしなければいけないのかということであるが、他のシステムでもよく見られる。
安尾委員 森正治委員	私は中抜きをすることばかり考えてしまう。 中抜きというよりも、ある程度まとめた方が、色々効率がいいという部分もある。国から都道府県に、それから市町村に下りるという仕組みの中で、そうなっているのだと思う。
安尾委員	例えば茨木市も市長がおり、部長、課長、係長…と階層がある。昔なら、何かを決定しようとすると、その階層ごとに書類を回して、下まで下りるのに時間がかかったが、今なら、市長が全職員に府内メールを一気に出すこともできるだろう。余計なステップについては、我々国民が声を上げなければいけない項目かもしれないが。何だか疑問を感じる。感想で申し訳ないが。
	あと、細かい話だが、18ページに被災者台帳と記載されているが、住民基本台帳に被災者という区分をつけて管理することはできないのか。必要時にデータベースにアクセスして、その区分の人の分だけ抜き出して作

議事の経過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
事務局	業する。そうすれば、市としてデータを保持する必要がなくなり、セキュリティ管理も要らなくなる。無茶を言っているだろうか。必要なときに必要な対象だけ集計するとか、抜き出してくるとかいうのが、効率的だと思うのだが。この台帳というのはそういう類のものではないのか。 被災者台帳については、基本情報は住民基本台帳から抽出するのだが、それに加えて、様々な給付金等の状況を管理する台帳になるため、市民課の一つのシステムで全て管理するのは、現段階では少し難しいと思う。
安尾委員	市で管理するデータは少なくした方が、私はいいと思う。そういう事情なら、情報システム課が台帳ファイルを作成するとか、エクセルシートを作成し、市民課のサーバに置いて皆でシェアするとか、そういうことが起こってくる。できるだけ情報を課別のサーバに置かない方がいい。置くと、変更の度に更新しなければいけなくなる。
森正治委員	今のご意見は至極もっともだと思うが、こういう台帳はおそらくデータの塊で、各種の情報を載せて管理している、ある種のデータベースになっていると思う。それが、住民基本台帳のところで全てデータ項目としてあつたといいという話だと思うが、それをして、「このデータのこの項目は見てもいいが、この項目は見てはいけない」といった別のコントロールが出てくると思う。もちろんそれもしたらいいと思うが、昨今流行のゼロトラストという仕組みを入れていかないと、現段階では危ないような気がする。理想としては、一つの場所に情報があり、そこから必要な項目を抽出すれば、変更や更新は要らないことは確かだと思うが、今のシステムの能力、機能では、まだ難しいかなと思う。
安尾委員	全国のデータベースがあって、市町村共通の項目だけでなく、市町村ごとに自分たちがコントロールできるような区分を登録できるようなフィールドがあれば、市に置く情報はもっと少なくなるのではないかと思うが。そういう仕組みは、今はなのか。
森正治委員	私が答えるのも変だが、いわゆるシステムの標準化によってデータベースの項目は一律になるはずなので、一つにできないことはない気はする。市独自の云々ということになると、それはそれで別の議論が必要になると思う。皆で一つにすればいいのではないかという議論になるが、まだそこまでいっていない。
安尾委員	それはまだまだどうするか、先の話ということだ。 それから、40ページに「長時間にわたり…表示させない」と記載があるが、長時間とは何分の話か。どんなに短時間でも、離席や画面から目を離すときは、ログオフをする習慣をつけなければ、こういうことは考えなくていいのではないかと。市民課だけでなく、市の共通ルールになっているのではないかと思うが、セキュリティ上ではよく考えなければいけない。同様に44ページに「ログイン・ログアウト」の記載があるが、そのログを誰が

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
情報システム課	<p>どんな風にチェックをするのかということである。セキュリティ用語で「セブンイレブン」というが、朝早く来て、夜遅くにゴソゴソする人は要注意、って一つの鉄則としてあるが、本当にやるならそういうチェックが必要である。</p> <p>市の共通ルールや運用になるかとは思うが、本当に運用しようとしたときに市としてどう考えていくのかが大事だと思う。</p> <p>ログイン・ログアウトの状況確認については、特定個人情報の担当課長が管理者のため、年3回から4回、情報システム課からログ情報を提供して確認は求めており、問題の有無に係る定期的なチェックをしている。</p> <p>また、仮名で職員の出退勤情報を抽出しており、ログイン時間と出退勤の時間内かどうか、簡易なチェックを設けている。併せて、閲覧していいものを見ているのかどうか、そういったことを含めたチェックをお願いしている。最低限にはなるかもしれないが、担当課にそういった内容を依頼している。</p> <p>承知した。</p>
安尾委員	
森隆知委員	<p>今の40ページのところだが、この後に審議する市民税課の同様の項目のところでは、来庁者から見える可能性があるディスプレイには機密防止、漏えい防止のフィルターをつけて見えないようにしている旨記載されている。市民税課はそれで対応できるのであれば、大丈夫かなと思うのだが。一方、市民課の方では、スクリーンセーバを設定すると。市民税課の方にはスクリーンセーバのことについて、何も書いてない。先ほど安尾委員がおっしゃったように、市として統一した漏えい防止体制があった方がよりいいかなと思うし、こういう評価書なので、課によって対応が違うというよりも、セキュリティはしっかりとしているとした方がいいように思うので。</p> <p>今回はこれでいいかもしれないが、市全体としてもう少し検討されるのがよいのではないかと思う。</p>
安尾委員	市民課は、本館1階のカウンターのところか。
市民課	はい。
安尾委員	あの場所を見ると、セキュリティコントロールが難しい職場だと思う。職員が見ていない間に、市民が入り込むみたいなことが可能だし、市民と職員の間を遮断しようとすると、市民とのコミュニケーションがとれないということで、非常に難しい職場だと思うが、その中で、いかにセキュリティリスクを下げるかということである。
森隆知委員	先ほどの続きの部分でも、市民税課と市民課で記述が異なる部分があつて、ここもそれぞれの課でおそらくきちんとされていると思うが、記述の整合性が取れていないところがある。特定個人情報の消去等処理後に関する記述があった方がいいのではないかと思う。

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長	ちょっと質問するが、市民税課と市民課はこの評価書をするに当たって、議論というか、相談はしたのか。それとも、全く独自で行ったのか。
市民課 森隆知委員	市民税課と話はしたが、全ての項目において一つ一つ確認はしていない。市町村コミュニケーションサーバというのは、どこかで略称が置かれているか。
市民課 森隆知委員	5ページ「①システムの名称」の上から3行目の真ん中当たりである。 35ページの「委託事項1」の「委託内容」の部分で「住民基本台帳ネットワークコミュニケーションサーバ」と記載しているが、ここは略称で書かれていなことが、非常に些細なことだが気になるところである。 あと、変更箇所に係る表の89ページ下から4つ目で、前回まで「特に力を入れている」だったところを「十分である」と変更したのは、何か大きな理由があるのか確認したい。
市民課 森隆知委員	他の事務と同様、情報漏えいがないよう懸命に対策しているが、他に表記を合わせ、記載を変更することとなったところである。 承知した。私は「十分である」という表記で問題ないと思うが、変更の理由があるのか確認したかった。
岡田会長	最後に何か質問はあるか。質問がないようなので担当課は退席し、審議会で検討を継続する。
岡田会長	<質疑応答終了／担当課 退室>
森隆知委員	担当課が退室されたので、本件諮問について、どのように答申すべきかご意見を賜りたい。 一部文言の修正はしていただくことになるかと思うが、全体の趣旨としては、諮問を承認して特段問題はないと考える。
安尾委員	私が質問や意見をした大半は、市民課に述べたものではない。全国一律に住基ネットを使用していることにも関わりがあるが、各課共通で考えなければいけないことや、しなければいけないことがむしろ気になったところで、市民課には申し訳なかった。市民課自体の案については特にどうこうはない。
岡田会長 安尾委員	安尾委員、前回も同様の趣旨をおっしゃられてなかつたか。
岡田会長	はい。
	おそらく担当課が「特に力を入れている」としていたのを変更したのは、他の課等の評価書と照らし合わせたら、自分の課だけが特にしている訳ではないという意味で、「十分である」という風に変更したのだと思う。
	国とか都道府県とか様々なレベルであるとは思うが、市が行政を推し進めていく場合の視座として常に留意しなければいけないという指摘が、安尾委員の発言の中にあると思った。しかし、今回の場合は、付帯意見を付議していいものかどうか、少し疑問を感じる。
安尾委員	おっしゃるとおりで、市がこれからこういう仕組みをどう良くしていくか

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長	という観点は、今回の評価書とは別に課題として考えていかなければいけないということであって、評価書については、森委員と同じ意見である。他に何か意見はあるか。
浦野委員	前回の案を手直しされていて、これでいいと。
岡田会長	それでは、本件議題の「住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価について」、特定個人情報保護評価委員会規則第7条第4項に基づく第三者点検を実施した結果、その記載内容に問題はないものと認めてよろしいか。
各委員	<異議なし>
岡田会長	それでは異議なしと認め、次の議題に進む。
	【議題(2) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について（市民税課）】
岡田会長	議題(2) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について審議を行う関係課に説明を求め、議題を進めるが、こちらも事務局から、本件の概要について説明をお願いする。
事務局	市民税課の個人住民税賦課事務に関し、保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が30万人を超えたことから、しきい値判断の結果、全項目評価が必要となり、第三者点検を行う必要があるため、特定個人情報保護評価に関する規則に基づき、特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取り扱いにつき審議会へ求めるものである。
岡田会長	事務局からの説明は、以上である。
市民税課	次に、担当課から説明をお願いする。 お手元の評価書の最終ページ、「(別添1) 事務の内容」をご覧いただきたい。 市民税課は令和4年度まで、個人住民税賦課事務で取り扱う特定個人情報の人数が10万人以上30万人未満だったため、しきい値判断によって、重点項目評価と基礎項目評価を実施していたが、この人数が令和5年度に30万人以上となったため、全項目評価を実施することとなった。また、当該事務において取り扱う個人住民税システムは、令和7年度までに、国のガバメントクラウドを活用した標準システムへの移行を目指すこととされている。そのため、当該システムの改修が必要となることから、ガバメントクラウドにおける記載も含めた全項目評価としている。 事務の概要を説明する。資料の実線の矢印が特定個人情報の流れであり、破線の矢印が特定個人情報ではない情報の流れとなっている。黄色の箇所が市を、ピンク色の箇所が特定個人情報ファイルの取り扱いを委託しているところで、委託先の名称も記載している。緑色の箇所は、システムを運

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	<p>用している各課の名称を書いている。市民税課は、図の真ん中に位置する個人住民税システムを使用し、個人住民税の賦課決定をしている。今回このシステム自体が大きく変わる訳ではないが、今後システムがガバメントクラウドへ移行していくことになる。</p> <p>現在、株式会社日立システムズに保守を委託しており、システムへの入力作業等は一部TOPPANエッジ株式会社に委託をしている。システムの上部では市民や給与支払者、年金保険者等自治体間や市役所内ではないところでの情報の流れを、下部では自治体間や市役所内での情報の流れを記載している。</p> <p>まず、上部の流れから説明をする。証明書交付センターからコンビニ交付システムの流れについてだが、市民税課で賦課決定した情報がコンビニ交付システムに蓄積されていく。各コンビニにおいて、市民が課税証明書等を請求すると、証明書交付センターを介して、コンビニ交付システムから情報を取得することで、証明書が発行されるという流れになっている。コンビニ交付システム自体は、市民課が運用している。</p> <p>続いて、税務署(国税庁)について、市民が税務署で確定申告書を提出した際、データであればそのまま、紙で提出されたものは、税務署が紙の内容をデータに入力し、その内容がこちらに送られてくる。その際、国税連携システム(eLTAX)に送信され、市民税課がこのシステムからデータを抽出し、そのデータを個人住民税システムに取り込むことで賦課情報を決定している。本市の場合、国税連携システムの運用保守は、株式会社TKCに委託をしている。さらにその右側の給与支払者と年金保険者のところでは、支払情報は、紙やCD、電子データで市に提出される。CDではない電子データで提出される場合は、確定申告と同様に、eLTAXが運営するシステムに提出されることになるが、この場合は国税連携システムではなく、審査システムに流れる。その後は、確定申告と同様に、市民税課の方でデータを抽出し、個人住民税システムに取り込むことで賦課決定を行っている。このシステムの運用保守も同様、株式会社TKCに委託をしている。</p> <p>上部の一番右側について、確定申告をする義務がない方等は市府民税の申告を直接市民税課に提出されることがあるため、その流れを記載している。</p> <p>また、市民税課から、税額通知を市民や給料の支払い者に送付するときは通知の印刷や発送を一部委託しているが、特定個人情報は含んでいないため、破線の矢印としている。</p> <p>次に、個人住民税システムの下で、団体内統合宛名システム(共通基盤)をご覧いただきたい。市民税課が個人住民税システムで決定した賦課決定情報は、団体内統合宛名システムに流れていく。このシステムは、情報シ</p>

議事の経過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長	<p>システム課の方で運用している。税の情報は、長寿介護課等他課がそれぞれ保険料等を算定するときに使用している。また、市役所の他の課が税情報を利用しているのと同様、市民税課も市民課が運用している住民基本台帳システムから団体内統合宛名システムに流れた情報を個人住民税システムに取り込んでいる。</p> <p>続いて、他自治体との関わりだが、本市で課税される、もしくは、されるべき人であっても、給与支払者が他の自治体に給与の支払報告等手続をしてしまうことがどうしてもありうる。そういう際の資料のやり取りが「課税資料回送」と記載しているところである。電子で提出されたものであれば、先ほど申し上げた国税連携システムを用いて、電子で資料を回送することもできる。</p> <p>その他、本市に住民票がなくても実際は住んでいたということで課税するケースもあり、その場合は地方税法第294条に基づき課税する旨住民票があるところに送付する必要がある。その辺りを「294条通知」として記載している。</p> <p>今説明した流れは、他の自治体において同様に税額を決定している部署とのやりとりになるが、例えば他の自治体で児童手当を担当している部署がこちらの情報を利用する場合がある。団体内統合宛名システムに流れた税情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて、例えば手当の要件確認のために他の自治体が参照する、その流れを下部に記載している。</p> <p>説明は、以上である。</p> <p>担当課からの説明を受け、事実の確認、その他ご質問等があればお願ひしたい。</p>
安尾委員	9ページに「個人住民税課税情報ファイル」というのが出てくるが、先ほどの図の中にはそのデータベースの表記がない。これはどう考えたらいいか。このシステムの中にデータベースがあるという理解になるか。
市民税課	おっしゃるとおりである。システム用ファイルが個人住民税システムに含まれている。
安尾委員	ファイルごと、ガバメントクラウドの方に。
市民税課	おっしゃるとおりである。
安尾委員	市民によって間違った情報が送付されてきた場合はどうしているのか。
市民税課	例えば、確定申告と年金機構からの報告書と両方が存在するときは、確定申告の内容を優先して決定する。矛盾がある状態できた書類を、市民税課職員が確認し、時期として確定申告の方が後ろになるため、後の方の情報が正しいのではないかという推測も交えて、判断をしているところである。
安尾委員	承知した。
森隆知委員	安尾委員が質問されたことに関連するが、個人住民税システムに住民税等

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
市民税課	<p>関わるデータベースがあると。この図の中では、団体内統合宛名システムに住民税のデータが流れることになっている。市職員が何か作業をするときに、ある市民の情報を抽出したいと思ったら、一旦団体内統合宛名システムを通じて、府内連携でその市民の住民税データが流れてきて、それを住所等と統合して各作業を終えると、当該住民税データはシステム内から消えるという理解でよろしいか。それとも、団体内統合宛名システムに全住民の全項目データが流れるのか。</p> <p>データ自体は、全てこの団体内統合宛名システムに行く形になるが、他課等が情報を参照するときには、必要な分しか参照できない状態である。ということは、市民税のデータは2か所に保存されているということになるか。</p>
市民税課	<p>個人住民税システムは本課で計算するためのシステムであり、団体内統合宛名システムは、他課との連携のためのシステムなので、データベースとしては2か所にある状態である。</p>
森隆知委員	なるほど。
安尾委員	<p>個人住民税システムから出ている矢印で住民税データとなっているのは、例えば徴収案内とかに使用されるもので、データ全てが来る訳ではないのでは。</p>
情報システム課	<p>団体内統合宛名システムについては、基本的に他課が連携してほしい課税額等の情報について、必要なデータの最新情報を常にアップしている。統合宛名システムから依頼があって、また、個人情報の申請等が適切であるものについてのみ、データ提供をしている流れである。全く同じものが複製されているのではなくて、他課が閲覧する必要性のあるデータについては、個人住民税システムから、その最新情報を常に提供してもらっている形である。</p>
今枝委員	<p>12ページで、TOPPANエッジに委託している内容について再委託するとなっており、再委託事項には「課税資料のデータ入力作業」と記載されている。これは、まさしく個人情報なり、特定個人情報なりも扱うと、そういう意味か。</p>
市民税課	おっしゃるとおりである。
今枝委員	<p>そうすると、かなり重要な業務を再委託するということで、契約書に様々な縛りがあると思うが、実効的なリスク管理が特に重要かと思うのだが、その辺りはどういった対策をとられているのか。</p>
市民税課	<p>再委託先については、再委託の承認申請書を提出いただき、あとは安全管理がきちんとしているかどうか、文書で確認の上委託をしている。</p>
今枝委員	<p>安全性の確認や契約書への記載は最低限だと思うのだが、そうしていても事故が起こっているのが現状だと思う。その辺りを、もう少し実効性のあるものをどうするか、ご検討いただきたいと思う。再委託はしないとい</p>

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
市民税課	けないものなのか。 再委託というのが、パンチデータといって、紙の報告書をデータ化するための入力作業があるのだが、その作業はTOPPANエッジができないので、再委託をするしかないところである。実際、データ化する箇所や場所の確認等、実地調査も約2年前に行っており、安全性の確保は一定確認している。
森政治委員	今の質問に関係あるのだが、支払報告書や課税資料等について「紙」と書いてあるが、これは何で紙なのか。茨木市が対応できないから紙なのか、相手が紙でしたいと言っているのか。
市民税課	後者である。電子の方が、こちらとしては処理がスムーズなのだが、どうしても紙で送ってこられる給与支払者がいるため、それがある限りは、この流れになってしまう。
森政治委員	先ほどの質問に関連するが、どれくらいの件数をパンチしているか。
市民税課	正確な件数はすぐには出ないが、数万件くらい。
岡田会長	比率はどのくらいなのか。
市民税課	それもすぐには出ないが、電子の方が多い。電子データが増えているのは確かである。
森政治委員	市民税課だけで解決できる問題ではないとは思うが、効率や金額のことを考えると、できるだけ電子でするように働きかけることがもっと必要ではないかと考える。おそらく向こうではデータで持っているのに、わざわざ紙で出して、送付してこられると。郵便代もかかるし、向こうも手間だろうと思う。世の中の紙文化が残っているのだとは思うが、できるだけ働きかけをしていただきたい。 あと一点質問だが、図の「コンビニ交付システム」だけ委託業者が書かれていらないが、どちらになるか。
市民税課	コンビニ交付システム自体は茨木市で運用している。
森政治委員	運用は茨木市だろうが、茨木市がシステムを持っている訳ではないと思うので、コンビニ交付の仕組みはどこかに委託されているのでは。
情報システム課	J-LIS側のASPサービスとして日立システムズが提供しているものを市民課で契約して使用している。
森政治委員	承知した。
安尾委員	図の中で納税通知書の発送が記載されているが、住民税の収納、未収等そういう管理は収納課が全て行い、市民税課は関わらない。そういう理解で合っているか。
市民税課	おっしゃるとおりである。
森隆知委員	今回の諮詢が、保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が30万人を超える数になったからということだが、先ほど確認したとおり、全項目ではないが、住民税データが団体内統合宛名システムに

議事の経過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
情報システム課 森隆知委員	<p>事実上コピーされることであれば、このシステムも全項目評価対象になるのではないかと思ったが、それは別に構わないのか。 改めて見直し等必要か、確認する。</p> <p>細かいところだが、先ほど安尾委員が質問されたところで、実地調査について定められており、実際調査を行った旨説明があったが、どこに記載するべきことなのか。やはり実際に実地調査を行ったことがあるということは書かれた方が、そのリスクに対してしっかり対応していることがより明示的になるのかなと思う。必須ではないと思うが、きちんとやっていることはアピールしたらしいかなと思う。</p> <p>あと、先ほど市民課にも指摘したが、19ページの下部でリスク対策について記載されているが、市民課ではスクリーンセーバについての記載をしていた。課によって若干対応にばらつきがあるのはよくないよう思うのと、セキュリティ管理はどの課も同じことをしている方がより好ましいと思うので、もう少し検討していただければ。</p>
岡田会長	<p>会長の私は法律家なので、よく分かっていないところもあるかとは思うが、事務能率の確保という観点から、色々と考えなければいけないことがあるかと思う。しかし、事務能率の確保のために、行政の適正・公正が損なわれてはいけないとも思う。といって、行政の適正・公正を確保するために、不必要な手続や措置をとるのは、行政の事務能率の確保の観点から問題がある。そういう意味で、行政の経済性というものを考慮しなければいけないと思う。安尾委員や森委員はじめ委員からそれに関連した意見が出たように考えているが、答申書の中に書くべきかどうかということについては、多少疑問に感じている。そのため、口頭で申し上げて、そういう意識を持って、つまり、行政の経済性と行政の適正性の確保という観点を両睨みしながら、これから行政に携わるという視座を心強く持っていたいと思う訳である。他に質問・意見は。</p>
森隆知委員	<p>日立システムズが個人住民税システムについて「参照・保守作業」をしている旨記載しているが、参照は必要なのかが若干気になるところである。システムだけの保守であれば、データを参照する必要はないよう思うが、システム上、保守にはどうしても参照してしまう可能性があるので、そう記載されているのであればそれでいいかと思うのだが。最近は一般企業でも切り分けた形で契約することが結構多いかと思う。これも先ほど会長がおっしゃったように、修正しろというのではなく、そういうところについて検討していただければという意見である。</p>
岡田会長	<p>他になれば、担当課は退席し、審議会で検討を継続する。</p> <p style="text-align: center;"><質疑応答終了／担当課 退室></p>
岡田会長 森隆知委員	<p>本件議題について、どのように答申すべきかご意見を賜りたい。</p> <p>先ほどと同じで、特段大きな問題はないと思うので、この評価書は承認と</p>

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長 安尾委員	<p>いうことで問題はないかと。 森職務代理からご意見があつたが、いかがか。 運用面ではまだ磨かなければいけないこともあるが、この文書としては問題ないかなと。 運用面について共通するのが、自己点検。自己点検はしているだろうが、そのレベルによってセキュリティの守られる強度が変わってくるので。こういう文書としては自己点検と書けばそれでいいが、市として共通項目としてどうするかという話になると思うので。注釈で書くほどのこともないと思うが。</p>
岡田会長 各委員	<p>では、今回は付帯意見なしということでよいか。 <異議なし></p>
岡田会長	<p>それでは、本件議題の個人住民税賦課事務に係る特定個人情報保護評価について、特定個人情報保護評価委員会規則第7条第4項に基づく第三者点検として、当委員会が行った点検において、その結果、記載内容に問題はないものと認めてよろしいか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
岡田会長	<p>それでは異議なしと認め、次の議題に進む。</p>
【議題(3) 令和5年度上半期個人情報保護制度の運用状況について】	
岡田会長	<p>それでは、事務局から説明をお願いしたい。 <令和5年度上半期個人情報保護制度の運用状況について報告></p>
岡田会長 森正治委員	<p>事務局の説明は終わった。何か質問、意見はないか。 個人情報保護制度の研修について、動画の視聴と書いてあるが、どういった形式なのか。</p>
事務局	<p>I Dパスワードを発行するので、自席でログインしてもらって、動画を視聴してもらう形である。</p>
森正治委員 事務局	<p>動画を見たか、見ていないかは、どのようにして管理するのか。 受講終了後に、各課とりまとめ視聴した方の名前を報告してもらうことで確認する予定である。</p>
森正治委員	<p>それだと、動画を視聴しないでも書けてしまう。こういう研修をするのであれば、見た証拠が残る仕組みを考えていかないと。</p>
事務局	<p>システム上可能ではあるが、そのためにはそれぞれの個人に I Dとパスワードを付与する必要があり、受講職員全員への発行が難しい状況だったため、今回こういう形式にしている。</p>
森正治委員 事務局	<p>情報システム課と相談してもらえばと思うが、完了確認をする割合簡単な仕組みもあるかと。費用が必要であれば、駄目だろうが。あと参考までに、管理職とはどの役職以上を指すのか。 係長級以上である。</p>

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
今枝委員	<p>保有個人情報の取扱いに関するチェックリストについて、確認項目が特定個人情報に関することと個人情報に関することが混じっているように思われる。広い意味で特定個人情報も個人情報なのでこれでいいということなのか、これで全て網羅出来ているのであればいいが、特定個人情報の方が個人情報よりも取扱いが厳しいイメージを持っているので、もしその齟齬があるのであれば、検討いただきたい。</p> <p>承知した。</p>
事務局	先ほどまでの件になるが、評価書は公表されるのか。
今枝委員	そのとおりである。
事務局	
今枝委員	「VI 評価実施手続」の第三者点検の箇所について、市民課と市民税課で書き方が異なるので、揃えた方がいいかなと思う。
事務局	記載については精査する。
城谷委員	先ほどの研修は、委員も見られるのか。職員だけか。
事務局	職員のみを対象としている。
岡田会長	国の個人情報保護委員会のホームページには、研修の素材が色々掲載されているので、その中に見ていただけるものはあるかなと思われる。
	その他質問がないようなので、令和5年度上半期の個人情報保護制度の運用状況について、審査会として報告を受けることとする。
【議題(4)その他】	
岡田会長	事務局から何かあるか。
事務局	現在予定されている諮問案件はないため、このまま新規案件がなければ、来年5月中旬以降に会議を開催し、令和5年度の運用状況の報告をしたい。4月に入つてから日程調整を行いたいと考えている。
	事務局からは以上である。
安尾委員	今回の諮問に関連しての疑問だが、ガバメントクラウドに移行する形での諮問は今後もあるのか。
事務局	ガバメントクラウドへの移行というより、今回のように、特定個人情報保護評価書の作成・変更についての諮問になる。
安尾委員	あと、おにくるの完成に伴い、部署の異動等があると思うので、個人情報の管理についてよろしくお願ひしたい。
事務局	承知した。
岡田会長	それでは、本日の議題についての議事が終了したので閉会とする。
	【閉会】
	以上